

【2019年4月～7月に海外留学を開始する大学院生へ】 日本学生支援機構奨学金

第二種奨学金(短期留学)の予約採用について

日本学生支援機構から、2019年4月～7月に海外の大学院へ短期留学を開始する大学院生を対象に、**第二種奨学金(短期留学)**の予約採用の募集がありました。

つきましては、申込条件に該当し、かつ貸与を希望する学生は、「**日本学生支援機構第二種奨学金(短期留学) 予約採用 申込要項**」を入手し、申込手続を行ってください。

申込要項の配布：学生部奨学課（戸山キャンパス・学生会館1階）

1. 第二種奨学金(短期留学)の概要

- ①奨学金の種類：第二種奨学金（有利子 利率固定型 or 利率見直し型を選択）
※希望により留学時特別増額（一時金 10万円, 20万円, 30万円, 40万円, 50万円
有利子）を付与できます
- ②貸与月額：5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択
(法務研のみ 19万、22万も選択可)
- ③貸与期間：留学期間（3ヶ月以上 1年以内、ダブルディグリーは 2年以内の留学）
- ④貸与始期：留学開始月（4月～7月）
- ⑤その他：日本学生支援機構の第一種奨学金を貸与中の方は、所定の手続きをすることで、
留学中も貸与を受けることが可能です。第二種奨学金も、留学中の継続貸与が
可能ですが、本奨学金の貸与を希望する場合は「休止」となります。

2. 申込（書類提出）受付締切日・場所

2019年1月11日(金)締切【厳守】

学生部 奨学課（戸山キャンパス・学生会館1階）

3. 申込の条件

- ①申込資格：留学開始時期が**2019年4月～2019年7月**、留学期間が3ヶ月から1年以内の短
期留学（ダブルディグリー等は2年以内の留学）であり、かつ下記のいずれかの留
学形態であること。
 - Double Degree Programs (DD)
 - Exchange Programs (EX)
 - Customized Study Programs (CS)
 - 大学に留学と認定された私費留学
- ※ただし、下記の場合は申込資格がありません。
 - ・学籍が「休学」扱いの留学の場合
 - ・第二種奨学金に既に採用されており、留学中も継続して交付を受ける場合
 - ・第一種奨学金に既に採用されている者が、留学に伴う手続き（奨学課への書類提出）
をしない場合
- ②学力基準：標準修業年限内で卒業見込みの人
- ③家計基準：本人および配偶者（配偶者は定職がある場合のみ）の収入・所得金額で判定します
- ④その他：採用後、留学中に返還誓約書の提出が必要となります